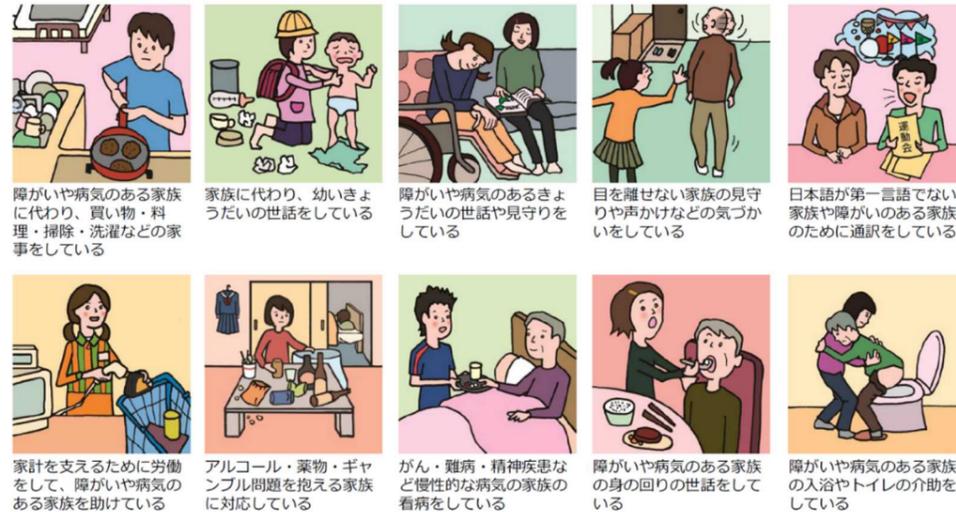


ヤングケアラーを知っていますか？～見守ろう！地域の子どもたち～

① 「ヤングケアラー」ってどんな子ども？

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話をすることで、自分の育ちや教育に影響を及ぼしている 18 歳未満の子どものことです。

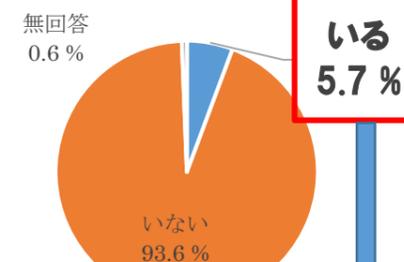


出典：一般社団法人日本ケアラー連盟『こんな人がヤングケアラーです』

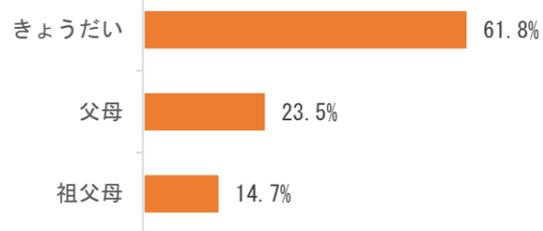
② 国による中学生の実態調査

国が令和 2 年 12 月から令和 3 年 1 月にかけて、全国から抽出した中学 2 年生を対象に行った実態調査があります。

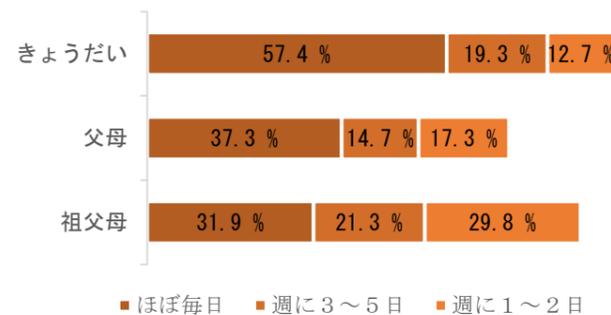
世話をしている家族がいますか？



誰を世話していますか？（複数回答）



世話の頻度はどれくらいですか？



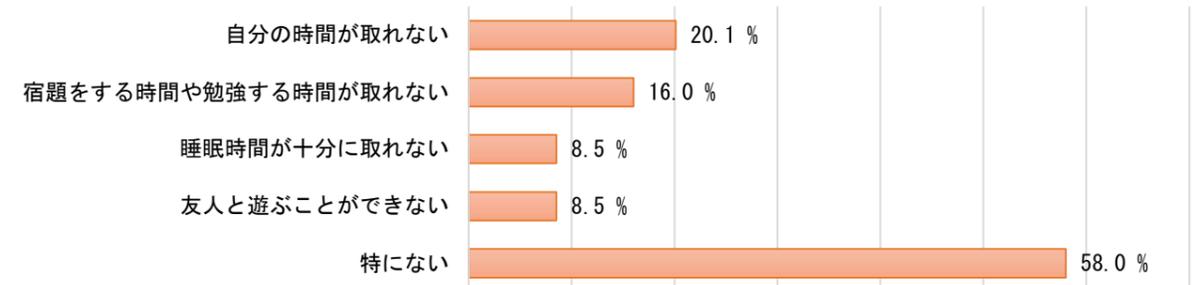
国の調査では、中学 2 年生の 5.7% が「ヤングケアラー」ではないかという結果が出ています。40 人学級だとすると、クラスに 1～2 人いる計算になります。

世話の相手はきょうだいが最も多くなっています。きょうだいの状況は、「幼い」が最も多く、年上のきょうだいが年下のきょうだいを見ている状況が多いようです。

世話の頻度は、「ほぼ毎日」が最も多く、3～6 割程度となっています。

③ ヤングケアラーであることが子どもに与える影響

世話をしているために、やりたいけれどできていないこと（複数回答）



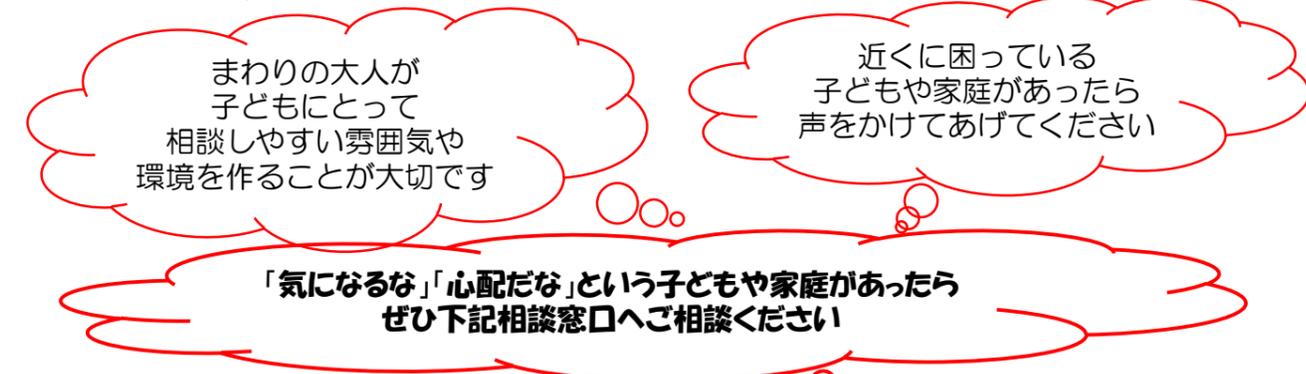
出典：「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和 3 年 3 月）厚生労働省・文部科学省（中学 2 年生に関する部分を一部抜粋）

やりたいけれどできていないことの結果から、学業や健康、友達づきあいに影響がある様子が見られます。

勉強の時間が取れない、休めない、友達と遊べないなどの状況が長くなると、希望する進学・就職ができない、不登校、友人との関係が希薄になる、社会的に孤立するなどにつながりかねません。

一方で「家族の役に立ちたい」と思いながら世話や介護をしている子どももいるため、子どもと家族両方の気持ちや立場を尊重することも大切です。

④ 地域全体で見守ろう！～まわりの大人にお願いしたいこと～



子ども・子育てに関する相談窓口

聖籠町子ども家庭相談センター ☎27-7082
 聖籠町保健福祉課 ☎27-6511
 新潟県新発田児童相談所 ☎26-9131
 児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

※相談に関する秘密は固く守られます

